

平成22年9月28日

国土交通省河川局

ダム事業の検証に係る検討について

本日、ダム事業の検証に係る検討に関する下記の内容について発出したのでお知らせします。

1. ダム事業の検証に係る検討について

- ・国土交通大臣から関係各地方整備局長等及び独立行政法人水資源機構理事長に対し、ダム事業の検証に係る検討について【別紙1】のとおり指示しました。
- ・国土交通大臣から関係各道府県知事に対し、ダム事業の検証に係る検討について【別紙2】のとおり要請しました。
- ・検証対象とするダム事業は【添付資料1】のとおりです。

2. ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について

- ・平成22年9月から臨時的かつ一斉に行うダム事業の再評価を実施するための運用を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を策定し、河川局長から関係各地方整備局長等及び独立行政法人水資源機構理事長に対し、【別紙3】のとおり通知し、細目に基づく検討を指示しました。
- ・上記の細目について、関係各道府県知事に対し、【別紙4】のとおり通知し、細目に基づく検討を要請しました。
- ・上記の細目について、検討主体以外の地方整備局等に対し、【別紙5】のとおり通知しました。
- ・上記の細目について、検証主体以外の都府県知事に対し、【別紙6】のとおり通知しました。
- ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」は【添付資料2】のとおりです。

(連絡先) 国土交通省河川局河川計画課

河川計画調整室長	とまり 泊	ひろし 宏	(内線: 35361)
課長補佐	ふなはし 舟橋	やよい 弥生	(内線: 35372)

(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8445

国河計調第6号

平成22年9月28日

関係各地方整備局長等

独立行政法人 水資源機構理事長 あて

国土交通大臣

ダム事業の検証に係る検討について

貴職におかれては、下記のダム事業について検証に係る検討を進められたい。

なお、このたびの検証に当たっては、事業の再評価の枠組みを活用することとする。その詳細については別途通知する。

記

(事業名)	(施設名)
・〇〇ダム	〇〇ダム
・〇〇開発	〇〇ダム

【検討主体(道府県)あて】

【別紙2】

国河計調第6号

平成22年9月28日

関係各道府県知事 あて

国土交通大臣

馬淵澄夫

ダム事業の検証に係る検討について

貴職におかれましては、下記のダム事業について検証に係る検討を行うよう要請いたします。

なお、このたびの検証に当たっては、事業の再評価の枠組みを活用することとします。その詳細については別途通知します。

記

(事業名)	(施設名)
・〇〇ダム	〇〇ダム
・〇〇生活貯水池	〇〇生活貯水池

国河計調第7号

平成22年9月28日

関係各地方整備局長等

独立行政法人 水資源機構理事長 あて

国土交通省河川局長

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について

ダム事業の検証に係る検討に関しては、平成22年9月28日付「ダム事業の検証に係る検討について」により国土交通大臣から指示しているところであるが、詳細について、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を別添のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、本細目に基づき、ダム事業の検証に係る検討を進められたい。

国 河 計 調 第 7 号

平成22年9月28日

関係各道府県知事 あて

国土交通省河川局長

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について

ダム事業の検証に係る検討に関しては、平成22年9月28日付「ダム事業の検証に係る検討について」により国土交通大臣から要請していますが、詳細について、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を別添のとおり定めましたので通知します。

貴職におかれましては、本細目に基づき、ダム事業の検証に係る検討を行うよう要請いたします。

【検討主体以外の地方整備局等あて】

【別紙5】

国 河 計 調 7 号

平成22年9月28日

検討主体以外の地方整備局等 あて

国土交通省河川局長

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について

ダム事業の検証に係る検討を行うため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」について、別添のとおり定めたので、参考までに通知する。

国 河 計 調 第 7 号

平成22年9月28日

検証主体以外の都府県知事 あて

国土交通省河川局長

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について

ダム事業の検証に係る検討を行うため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」について、別添のとおり定めましたので、参考までに通知します。